

一般社団法人住まい管理支援機構

会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人住まい管理支援機構（以下「機構」という。）の会員の資格並びに入会の基準に関して必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(遵守事項)

第2条 会員は、法律、政令、条例、その他の規範、及びこの規則を遵守するものとする。

(会員の資格)

第3条 会員の資格は次の通りとする。

- 1) 正会員 インспекションを活用し消費者に継続的な住宅の維持管理サービスを提供又は提供しようとする事業者及び住宅の流通・リフォーム市場に係わる次の何れかに該当する法人若しくは個人で、業法違反等の指導を受けていない者
 - イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業許可のある建設業者。
 - ロ) 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所登録のある建築士事務所。
 - ハ) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による宅地建物取引業免許のある宅地建物取引業協会等に所属する宅地建物取引業者。
- 2) 賛助会員 住宅資材の生産供給、流通に係わる法人及び正会員の資格に該当しない住生活関連サービスを提供する法人若しくは個人で当該資格を用いて消費者及び正会員の事業を支援する者住宅資材の生産供給、流通に係わる法人、並びに住生活関連サービスを提供する法人等で、正会員、準会員の事業をサポートする法人
- 3) 特別会員 住宅及び住生活に係る法人、団体、並びに住宅に関する専門知識を有する者

(会員の役割と責務)

第4条 会員は、次の役割及び責務を負うものとする。

- 1) 消費者への住宅の維持管理及び流通・リフォームに係わる適切な情報提供並びに住生活の質の向上等に寄与する情報の提供、及び消費者の求めに応じた支援
- 2) 会員相互の連携強化及び機構その他の会員の求めに応じた協力、支援
- 3) 機構が行う所定の研修会等の参加及び指導に対する適切な対応
- 4) 機構が行う調査、研究、集計等への協力及びこれに関係する機構が求める資料の提供
- 5) 機構が提供又は貸与する図書、資料、ツール等の適正な管理
- 6) 機構が提供する研修会その他に係わる機構が請求する会費以外の費用負担
- 7) 会員のうち正会員にあっては、機構が別に定める維持管理事業若しくは既存住宅流通事業に係わる規則等に定める事業の適正な運営と業務の遂行

(入会)

第5条 機構に入会しようとする者は、会員の種別を明らかにして、別に定める入会申込書を提出するものとする。

- 2 会員のうち正会員にあっては、次の書面を機構に提出するものとする。

- 1) 法人にあつては、法人登記事項証明書及び該当する業種の許可、登録を証する書類
- 2) 個人にあつては、該当する業種の許可、登録を証する書類

(会費等)

第6条 会員の入会金及び会費は別表の通りとする。

(会員の資格喪失・退会・除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
 - 2) 解散したとき
 - 3) 6ヶ月以上会費を滞納したとき
 - 4) 除名されたとき
 - 5) 総正会員の同意があつたとき
 - 6) 刑事罰に処されたとき
- 2 会員は、理由を付した退会届を提出することにより、退会することができる。
- 3 会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反する等の除名すべき正当な事由があるときは、法人法第49条第2項に定める総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(登録内容の変更)

第8条 会員は、入会の申し込みをした内容に変更があつた場合は、速やかにその内容を書面にて機構に届け出るものとする。

(通知及び同意)

第9条 機構から会員への通知は、この規則に別段に定める場合を除き、郵便、電子メール、電話、FAX、又はその他機構が適当と認める方法により行われるものとする。

- 2 機構は前項の方法により会員に通知を行った場合、通知日より10日の経過をもって、同通知の内容について会員の同意を得たものとみなす。ただし、会員より通知内容について、通知日より10日以内の書面をもって異議の申し出があつた場合は、この限りでないものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めのない事項及び改廃については、機構の決議によるものとする。

- 2 前項による規則の効力は、機構のホームページに公開された日に発生するものとする。